

第11章 管理運営の体制づくり

第1節 管理運営の体制づくり

常盤橋門跡の管理運営体制は、本計画策定後に実施予定の整備事業を念頭に置きながら、調査研究・保存管理のための体制と活用・整備のための体制を並立させることとする。各種施策の実施に際しては、2つの体制を適切にとりわけながら実施するものとする。

千代田区は、2つの体制の基本姿勢として、周辺施設の地権者や東京都または中央区の道路、橋梁、河川、公園その他の管理部局とも情報共有し、連携を図るものとする。また、文化庁や東京都教育庁、その他有識者等の指導助言を得られる関係構築に努めるものとする。

また、各種施策の実施に際しては、広く市民等がその受益者となるよう幅広い対象者を想定し、市民団体や民間企業とも協力関係の構築を図るものとする

第2節 管理運営の体制づくりの方法

1 調査研究・保存管理のための体制

調査研究・保存管理のための体制の考え方は【図 11-1】のとおりである。

千代田区が実施する調査研究・保存管理事業は、文化財所管課が所管し、庁内外の関係部署と連携を取りながら実施するものとする。千代田区文化財所管課は、業務遂行にあたって必要な職員体制の整備に努める。専門職員は歴史学（近世・近代）、考古学、建築学等の専門知識を有する者を常時配置できるよう努めるものとする。

また、調査研究成果を生かしたイベントや講座などを開催し、市民参加を促すことに努める。

〔令和5年3月31日現在〕

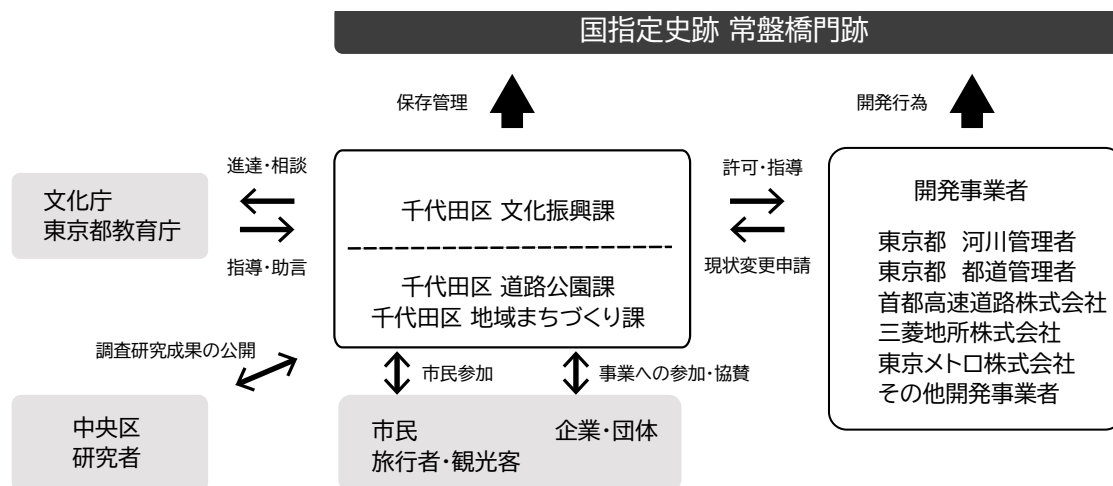


図 11-1 調査・保存管理の体制

2 活用・整備のための体制

活用・整備のための体制は【図 11-2】のとおりとする。

千代田区が実施する活用・整備事業は、自ら設置している「国指定史跡常盤橋門跡を含む常盤橋公園整備計画策定委員会」へ諮問したうえで、事務局となっている文化財所管課・道路公園管理所管課・まちづくり所管課が役割分担しながら実施するものとする。ただし、この体制は同委員会が設置されている期間を想定したもので、同委員会が解散したのちの活用・整備の体制については、今後検討を進める。

また、すでに史跡指定地内外での開発・整備事業が計画されている三菱地所株式会社及び首都高速道路株式会社が実施する史跡の活用・整備事業についても、原則として「国指定史跡常盤橋門跡を含む常盤橋公園整備計画策定委員会」の指導を受けながら協議する。

〔令和5年3月31日現在〕

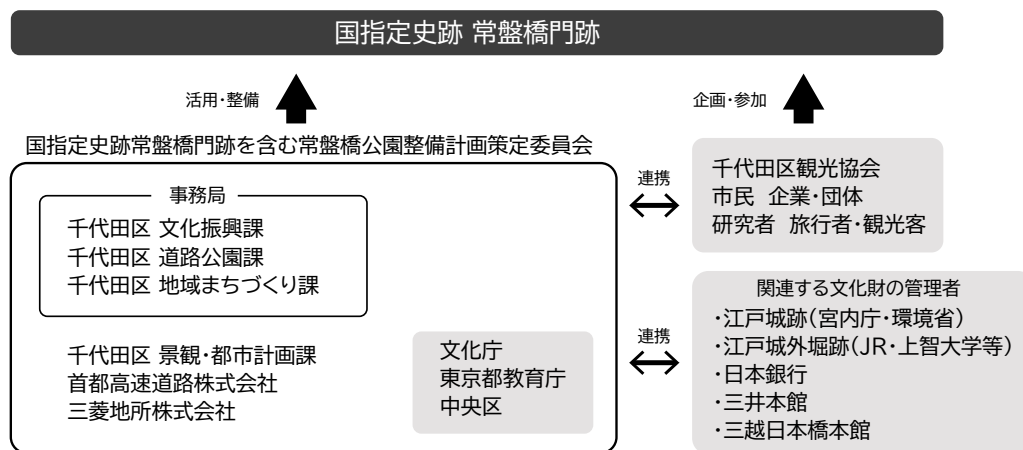


図 11-2 活用・整備の体制